

令和3年度 妙高市水質検査計画

妙高市ガス上下水道局

◎水質検査とは…

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために不可欠であり、適切な水質管理を行ううえで重要な役割を担っています。

◎水質検査計画とは…

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するため水質検査項目・回数等を定めたものです。

妙高市ガス上下水道局では水道の原水と水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまでの水質検査結果と合わせて公表します。

1. 基本方針

(1) 検査地点

浄水場などの系統を代表する蛇口（給水栓水）、取水口または浄水場の入口（原水）で行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水質管理に必要と判断した水質管理目標設定項目及びその他の水質検査項目を検査します。

(3) 検査頻度

水道法施行規則に定められた水質検査頻度を順守するとともに、水源の種類、検査する箇所や項目などを考慮して定めます。

2. 原水の水質状況、水質管理上の注意点

給水区域	種類	施設	水源	原水形態	
新井	上水道	志浄水場	矢代川	表流水	
			井戸	地下水	
		松山浄水場	井戸	地下水	
			陣場配水池	上越市からの受水	ダム表流水
	簡易水道	平丸浄水場	源五郎沢	表流水	
		新井南浄水場	小濁川	表流水	
		水原・泉浄水場	よし八溜池	表流水	
長沢浄水場		境沢	表流水 湧水		
妙高高原	上水道	杉野沢浄水場	芝倉	表流水	
			抜井・大堀		
		杉野沢	湧水		
妙高	簡易水道 及び小規模水道	燕浄水場	燕	表流水	
		関地区第二配水池	湯坂	湧水	
		坂口配水池	幕の沢	湧水	
		関山浄水場	坂口	表流水	
		関山配水池	大洞原第二	地下水	
			関山		
		原通配水池	コワ清水	湧水	
		大谷滅菌室 (大谷配水池)	横前	湧水	
			釜場		
大鹿配水池	大鹿第一	地下水			
	大鹿第二				

3. 採水場所（別紙1参照）

原水は取水口または浄水場で採取し、浄水はお客様の蛇口で採水します。

○新井給水区域

- ・原水：7カ所（表流水5カ所、地下水2カ所）
- ・浄水：8カ所

○妙高高原給水区域

- ・原水：3カ所（表流水2カ所、湧水1カ所）
- ・浄水：3カ所

○妙高給水区域

- ・原水：11カ所（表流水2カ所、湧水5カ所、地下水4カ所）
- ・浄水：8カ所

4. 検査項目と回数（別紙1参照）

（1）蛇口（浄水）

○水質検査項目と検査頻度

◇毎日の検査

色、濁り、臭気、味及び残留塩素濃度（消毒の効果）

◇月1回の検査

1. 一般細菌
2. 大腸菌
3. 塩化物イオン
4. 有機物
5. pH値
6. 味
7. 臭気
8. 色度
9. 濁度

◇年4回の検査

10. シアン化物イオン及び塩化シアン
11. クロロ酢酸
12. クロロホルム
13. ジクロロ酢酸
14. ジブromokロロメタン
15. 臭素酸
16. 総トリハロメタン
17. トリクロロ酢酸
18. ブロモジクロロメタン
19. ブロモホルム
20. ホルムアルデヒド
21. 塩素酸

その他の項目については、検査回数の減や省略の可否にそって検査を行います。

◇年1回の検査

省略できる検査項目もありますが、より安全な水を皆さんに供給するため、1年に1回は法で定められた水質基準項目51項目の全ての検査を行います。

（2）水源（原水）

○水質検査項目

蛇口の水質検査項目から、6と11～21を除いた39項目とクリプトスポリジウムの指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を行います。

また、水源の上流部に水田等がある場合は、農薬類の検査も行います。

○検査頻度

年1回検査を行います。

5. 水質検査の方法（委託検査の内容）

- ・毎日行う検査 : 地域の需要家へ委託して実施。
- ・毎月（月1回、年4回、年1回）行う検査 : 水道法による厚生労働大臣の登録を受けた機関である一般財団法人上越環境科学センターへ委託して実施。

6. 臨時の水質検査

定期的な検査以外にも、水質基準を超えるおそれがあるときは、臨時の水質検査を実施します。

- ・原因不明の色及び濁りが生じたとき
- ・取水している川で大量の魚が死んでいるとき、または監視用魚類が数匹同時に死んだとき
- ・原水及び浄水の臭いなどに大きな変化があったなどの異常があったとき
- ・その他水質検査の必要があると認められたとき

7. 放射性物質検査

平成23年に発生した東日本大震災以降、妙高市では放射性物質検査を市内3カ所の浄水場（志浄水場、杉野沢浄水場、関山浄水場）を対象として検査しています。現在は、市内3カ所の各浄水場をそれぞれ3ヶ月に1回ずつ検査しています。これまでの検査では放射性物質の検出はなく、安全であることを確認していますが、令和3年度も継続して検査を実施します。

8. 検査結果の公表

浄水全項目（51項目）検査（8月実施予定）の結果は10月末までにホームページで公表する予定です。

— 問 い 合 わ せ 先 —

妙高市ガス水道管理センター
（ガス上下水道局 管理センター係）
〒944-0056
妙高市大字志2572番地
TEL：0255-72-3241
FAX：0255-72-3251